

つちはし事務所通信

2

February 2023



発行: つちはし社会保険労務士事務所

〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F

TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2023年2月1日

改正予定

令和5年度予算政府案を閣議決定 過去最大規模 厚労省所管予算案の動向に注目

政府は、令和4年12月23日、「令和5年度予算政府案」を閣議決定しました。一般会計の総額は、「114兆3,812億円」となり、過去最大を更新しました。安全保障環境の急変に対応する防衛費の増額に加え、年金や医療など社会保障費が膨らんだことが主な要因です。なお、令和5年度予算案では、岸田政権の看板政策「人への投資」を強化し、賃上げへの好循環をつくり出すことも目指しています。厚生労働省の予算案をみると、たとえば、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化|雇用・労働総合政策パッケージ」として、次のような予算が計上されています。

.....令和5年度厚生労働省所管予算案

／「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージについて.....

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

新しい資本主義の実現に向け、物価上昇に負けない継続的な賃上げを強力に推進するとともに、中長期の構造的な賃上げを実現するため、人材の育成・活性化と賃金上昇を伴う労働移動の円滑化の一体的な取組を推進する観点から「人への投資」の抜本強化を図る。

○労働者の賃上げ支援 107億円(95億円)

- 事業場内最低賃金引上げのための業務改善を行った事業者に対する支援
- キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への支援
- 同一労働同一賃金の徹底 等

○人材の育成・活性化 1,138億円(929億円)

- 人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得支援(※)
- 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)による賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型外向の支援(※)
- 事業再構築に必要な人材の雇入れを支援する産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース(仮称))の創設(※)
- 専門実践教育訓練給付の充実及び支援の拡充(※)
- 学び直しを後押しするキャリアコンサルティング機能を拡充したキャリア形成・学び直し支援センター(仮称)の整備(※)
- 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の創設(※) 等

○賃金上昇を伴う労働移動の円滑化 747億円(557億円)

- 労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)による賃金上昇を伴う早期再就職の支援(※)
- 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)を活用した就職困難者の人材育成の推進(※)
- 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成(※)

- 受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテスト方式による選定、開発・試行(※)
- ハローワークの専門窓口(人材確保対策コーナー)での就職支援の強化
- 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等への支援
- 介護の仕事の魅力発信、介護分野における外国人材の受入環境整備
- 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援(※)
- 大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進 等

○多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備 82百万円(60百万円)、R4補正7,276億円

- フリーランス・トラブル110番による相談支援の充実 等
- ・雇用保険財政の安定

多様な人材の活躍促進

全ての人が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進、高齢者の就労・社会参加、就職氷河期世代の活躍支援等を図る。

○女性の活躍促進 45億円(43億円)

- 個々の企業に対する女性の活躍促進のためのコンサルティング等の実施(一部※)
- 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズ/ハローワークにおける就職支援の強化 等

○高齢者の就労・社会参加の促進 235億円(248億円)

- ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチングの支援
- シルバー人材センターによる地域の多様な就業機会の確保及び提供 等

★特に、人材の育成・活性化(人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得支援、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)による賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型外向の支援など)に、多くの予算が割かれています(1,138億円)。どのような形で具体化されるのか、今後の動向に注目です。必要な情報は、お伝えしていきます。

制度変更予定

「小学校休業等助成金」3月末終了、4月以降は「両立支援等助成金」で対応へ

厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症対応のための特例措置である小学校休業等対応助成金等について、令和5年度の方針の案が示されました。公表資料によると「小学校休業等助成金・支援金」は3月末で終了し、両立支援等助成金育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」が設けられます。令和5年度予算案の審議前のため、変更の可能性があります。詳細が決定されたら改めてお伝えします。

★小学校等が臨時休業等した場合など新型コロナウイルス感染症への対応として、企業が職場の事情を踏まえ、両立支援制度を整備することでできる限り勤務を続けられる環境を整備することを後押ししつつ、必要な場合には特別有給休暇制度により、安心して休むことを可能とする方向に転換するため、両立支援等助成金育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」を設ける。

★支給要件 ①対象となる子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇を取得できる制度の規定化。
②小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組み(テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイム制度など)の社内周知。

をどちらも講じた上で、労働者が特別有給休暇を取得したこと。

★支給額 1人あたり10万円、1事業主につき10人まで(上限100万円)



政府は、令和4年12月23日、令和5年度税制改正の大綱を閣議決定しました。令和5年度の税制改正の項目のうち注目を集めているのは、NISAの抜本的拡充・恒久化や、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置などです。細かなところでは、納税環境整備として、「電子帳簿保存法（電子取引のデータ保存）の要件緩和」、「インボイス制度導入に係る負担軽減措置」も盛り込まれています。納税環境整備については、特に中小企業に影響する部分です。日本商工会議所の資料から、抜粋して紹介します。

……………令和5年度税制改正の大綱／納税環境整備について(日本商工会議所の資料)……………

1. インボイス制度導入に係る負担軽減措置

①税負担の軽減

- 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、納税額を売上税額の2割に軽減（3年間）

売上800万円(税抜)のイラスト制作事業者の場合

通常

納税額：40万円
※簡易課税（みなし仕入率50%）を適用

→

軽減措置

納税額：16万円
※売上税額80万円×2割

→

負担軽減

②事務負担の軽減

- 前々年の売上高が1億円以下または前年の上半期の売上高が5千万円以下の事業者における1万円未満の仕入については、インボイスの保存を不要とし、帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能に（6年間）

インボイス要件の確認不要！

③登録申請期限の延長

- 2023年10月の制度開始時にインボイス発行事業者となるには、原則2023年3月末までの登録申請が必要であったが、2023年4月以降でも可能に
- 2023年10月以降に登録申請をする場合、提出期限は登録希望日の15日前までに緩和（現行は1カ月前まで）

インボイス制度開始 2023.10.1

申請書提出 2024.2.28

申請書提出 2024.3.17

課税期間の初日 2024.4.1

登録

現行の提出期限 (1カ月前)

見直し後の提出期限 (15日前)

2. 電子帳簿保存法（電子取引のデータ保存）の要件緩和

①システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

- 税務署長が認めた場合（事前申請は不要）、税務職員から提出を求められた際に送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくとともに、出力書面を保存しておけば良いこととする

②検索機能確保要件の見直し

- 送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくことを前提に検索機能確保要件が不要となる売上高基準を5,000万円以下に緩和する等の措置を実施

多くの中小企業が従前の保存方法で対応可能に！

⑨ここで紹介した内容は、令和4年12月に政府が閣議決定した時点のものです。今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更される可能性もあります。

★インボイス制度の導入、電子帳簿保存の改正については、ひとまず、軽減・緩和の措置が講じられるようです。その間に、対応できるように準備を進める必要があるでしょう。なお、注目の防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和6年以降の適切な時期から法人税・所得税に付加税が設けられる予定ですが、一定の軽減措置も講じられる模様です。今後の動向に注目です。諸改正が正式に決定しましたら、改めてお伝えします。

あとがき◆つちはし事務所より

★4月から令和5年度の政策がスタートし、助成金制度や税制も色々と改正されますが、労働法の分野では、すべての会社で60時間を超える残業代の割増率が50%に引き上げられます。これに伴い、賃金規程の改定も必要となります。近々賃金規程の改正についてもご案内する予定ですので、よろしくお願いたします。また、実際に60時間超の残業が発生している職場では、仕事の仕分けや職場内の仕事の分担は妥当かなどの検討を早急に進める必要があります。ほかにも、給与計算の仕組みを変えるなど実務的な対応も必要となりますので、準備のほどよろしくお願いたします。

★4月からの労働法の改正で、給与の分野でもう1つ話題となっているのが、「給与のデジタル払いの解禁」です。給与のデジタル払いとは、企業が銀行の口座を介さず、スマートフォンの決済アプリや電子マネーを利用して振り込むことができる制度のこと。たとえば、外国人労働者のような銀行口座開設へのハードルが高い従業員への給与支給方法として、デジタル払いという選択肢が広がります。ただし、デジタル払いと言っても現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払は認められません。また、デジタル払いはあくまで賃金の支払い、受取の選択肢が増えただけで、使用者と労働者が双方合意して、労使協定を締結することが導入の条件となります。デジタル払いについて詳しい説明がお聞きになりたい場合は、つちはし事務所までお問い合わせください。

